

参 考 資 料

近年の答申における資産課税 (相続税・固定資産税関係) に関する主な指摘事項

※ 本資料は、今後の審議に供するため、近年の答申において資産課税に関し指摘された主な事項を、便宜、事務局において項目毎に整序したものである。(なお、指摘事項の詳細は、答申本体を参照されたい。)

(注) 本資料における各答申の表記については、次のとおり略称している。

- ・「平成 14 年度の税制改正に関する答申(平成 13 年 12 月)」…【14 年度答申】
- ・「あるべき税制の構築に向けた基本方針(平成 14 年 6 月)」…【基本方針】
- ・「平成 15 年度の税制改正に関する答申(平成 14 年 11 月)」…【15 年度答申】
- ・「少子・高齢社会における税制のあり方(平成 15 年 6 月)」…【少子化答申】
- ・「平成 17 年度の税制改正に関する答申(平成 16 年 11 月)」…【17 年度答申】
- ・「平成 18 年度の税制改正に関する答申(平成 17 年 11 月)」…【18 年度答申】
- ・「平成 19 年度の税制改正に関する答申(平成 18 年 12 月)」…【19 年度答申】

○ 相続税・贈与税関係

項 目	指 摘 事 項
Ⅰ 役割・位置付け	○ 所得、消費、資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めていく観点、特に今後の消費税率の引上げに向けた議論を考慮すると、資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要となる。【17年度答申・少子化答申】 ○ 少子・高齢化の進展や老後扶養の社会化に伴い、現役世代の負担の増大が見込まれることに鑑みると、相続時に残された資産について、その一部を社会に還元する観点から負担を求める必要性も高まっている。【17年度答申・少子化答申】
Ⅱ 課税ベース	○ 今後、相続税について、従来より広い範囲に適切な税負担を求めるため、課税ベースの拡大に引き続き取り組むことが必要である。【17年度答申・少子化答申】 ○ 基礎控除については、「広く薄く」の観点から引下げの方向で検討すべきである。【基本方針】 ○ 死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきである。【基本方針】

項 目	指 摘 事 項
Ⅲ 税率構造	○ 最高税率については、個人所得課税の最高税率（50％）や諸外国の事例を考慮し、引き下げることが適当である。累進構造については、現行程度の累進を維持すべきである。税率の刻み数については、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましい。【基本方針】 ⇒ 最高税率の引下げ（70％→50％）、税率の刻み数の削減（9段階→6段階）及びこれに伴う税率適用区分の調整（平成 15 年度）
Ⅳ 事業承継	○ 中小企業の事業承継について更なる配慮が必要ではないかとの意見があるが、これについては、相続税の税率構造や課税ベースなど、幅広い見直しとの関連で検討していかなばならない。既存の優遇措置は、事業の円滑な承継を通じて中小企業の活性化につながる点は認められるが、次のような問題点も存在する。 ① 自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等 ② 次世代の経営能力の如何を問わず事業資産が移転され、資源配分の効率性を損なうこと ③ 事業用資産を持たない給与所得者の相続税負担とのバランス したがって、公平性や構造改革の観点、「すべての財産を公平に課税する」という基本原則に照らし、吟味していく必要がある。 このことに関連し、農地の納税猶予制度と同様の措置を事業承継一般にも拡大すべきとの意見があるが、これについては、次のような問題点を指摘したい。

項 目	指 摘 事 項
	① 納税猶予制度は農地に係る財産権が法律上厳しく規制されていることなどを踏まえた異例の措置であり、そのあり方について検討が必要であること ② 事業の「承継」、「継続」を客観的に把握することは困難であるなど、税制として仕組みにくいこと ③ 事業の承継を要件とすると自由な事業転換の妨げとなり、産業構造の改革を阻害するおそれがあること【14年度答申】 ○ 相続後の事業承継に対する過大なインセンティブは、自ら起業する者や事業用資産を持たない給与所得者とのバランスを失わせることを踏まえ、そのあり方を見直していく必要がある。【基本方針】 ○ 中小事業者の事業承継に関する相続税の特例措置については、拡充すべきとの意見がある一方で、経済活力の維持への有効性といった観点から再検討する必要があるとの指摘もある。また、一般的に相続税の負担が低下している中で格差の拡大を招くおそれがあるとの指摘もある。 こうした議論を受け、今後、中小事業者における事業承継の実態を把握し、課税の公平性に留意して、経済活力の維持を図るとの観点も踏まえ、事業活動の継続に対する支援の基本的な在り方についてさらに検討していく。【19年度答申】

項 目	指 摘 事 項
V 相続税・贈与税の一体化	○ 資産移転の時期の選択に対する中立性を確保する、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。【基本方針】 ⇒ 相続時精算課税制度の創設（平成 15 年度）
VI 課税方式	○ 財産取得者の個人的担税力に即した合理的な課税を行うことはできないという遺産課税方式の問題点や、遺産の総額が同じであれば、分割方法にかかわらず税額の総額は一定であるという現行の方式のメリットは、依然認められ、法定相続分を基調とする取得課税による現行の体系については維持すべきである。【基本方針】

○ 固定資産税関係

項 目	指 摘 事 項
Ⅰ 役割・位置付け	○ 固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。【基本方針・15年度答申・18年度答申】
Ⅱ 負担の均衡化・適正化	○ 土地に係る固定資産税については、平成6年度以降いわゆる7割評価が実施され、評価水準は全国的に均衡化された。一方、税負担の急増に配慮した措置が講じられてきた結果、負担水準については依然としてばらつきが残っている。このため、今後、これまでの負担調整措置を基本に、負担の均衡化・適正化を一層促進する必要がある。【基本方針・15年度答申・18年度答申】
Ⅲ 償却資産	○ 固定資産税における償却資産については、資産課税として、課税対象の資産価値を評価するために減価を行っているものであり、法人税の減価償却とは趣旨が異なる。今後、その評価方法については、税の性格を踏まえ、検討していく必要がある。【19年度答申】